

「老年研究顕原賞」

募 集 要 項

一般財団法人 山口老年総合研究所

I. 目 的

一般財団法人山口老年総合研究所は、昭和59年に医療法人社団青寿会の創設者 額原俊一の 遺金をもとに設立され、老年医学及び老年に関する研究の奨励及び助成支援並びに普及啓発等の事業を行っております。

現在、高齢社会対策基本法等において、国が高齢社会対策を総合的に策定し実施する責務を有することが定められている中で、医療福祉関係団体の高齢社会対策は急務であり、非常に重要な役割を担っております。

また、高齢化が一層進行する中で、高齢者の問題は、医療、福祉、介護、高齢者の社会活動や地域参加、高齢者の生きがいづくり等、課題が広範囲となっており、社会的にもこれらの課題の解決が急がれております。

そこで、当財団では、高齢社会対策をより促進させるため若手研究者を育成し、もって老年医学の振興と社会福祉の向上に寄与することを目的として、老年医学及び老年に関するさまざまな分野における研究の業績を表彰する「老年研究額原賞」を設けます。

II. 応 募

1. 応募形式

一般公募（自薦、他薦を問いません。）

2. 対象者

山口県内で活動しているか、山口県出身で県外で活動している50歳以下の個人または団体。

応募開始日の前月末現在で50歳以下であること。

（団体の場合、協同研究者全員が50歳以下であること）

3. 対象研究

（1）高齢者医療、認知症等に関する研究

（2）高齢者福祉、介護、介護予防等に関する研究

（3）高齢者の社会活動や地域参加、高齢者の生きがいづくり等に関する研究

4. 応募申請書

当財団のホームページ（<http://www.tip.ne.jp/rounenkenkyu/index.html>）から申請書をダウンロードしてください。

5. 応募方法

（1）提出書類

当財団所定の応募申請書に必要事項を記入のうえご提出ください。

（2）提出方法

当財団事務局に郵送等の方法でご提出ください。

併せて、記入済み申請書(のみ)を電子メールで事務局あて送信ください。

6. 応募時期

応募開始日は、毎年10月～11月の当財団が別に指定した日とします。

※応募は、ホームページ等に募集要項を掲載して候補者を公募いたします。

7. 応募締切日

応募締切日は、毎年1月の当財団が別に指定した日（当日消印有効）とします。

8. 応募に際しての留意点

（1）応募申請書は、パソコン等により作成してください。

また、項目の追加・削除等を含めて、応募申請書は改変しないこと。

（2）申請受付後、受領通知等はお送りいたしません。郵送の場合は、各自で申請受付の確認を行ってください。

（3）申請受付後、審査のために別途書類の提出をお願いする場合があります。また、必要に応じて、研究の内容等について問い合わせする場合があります。

（4）提出いただいた申請書類は返却いたしません。また、原則一度提出いただいた申請書類の差し替えはできません。

9. 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒751-0833

山口県下関市武久町2丁目53番8号 武久病院内

一般財団法人 山口老年総合研究所 事務局

Tel:083-254-3033

Mail:r.kenkyu@tip.ne.jp

Ⅲ. 審 査

1. 授賞者数

毎年1名とします。（団体の場合は、1団体を1名として取り扱います。）

ただし、審査の結果いずれの候補者も一定の基準を満たしていない場合は授賞者なしとすることもあります。

2. 審査基準

当財団が対象とする老年医学及び老年に関するさまざまな分野における研究において、学術的・社会的に特に優秀であると認められる研究業績について、次の事項を勘案して審査します。

①独創的、先駆的、萌芽的あるいは開拓的な研究であり、その課題に関して更なる発展が期待できるかどうか。

②社会的に要請度・緊急度が高い研究であるかどうか。

- ③社会への貢献度が高いかどうか。
- ④論文に十分な理論的背景があり、根拠が備わっているかどうか。
- ⑤その他、論理性・倫理性・論文構成等

3. 審査方法

当財団の審査委員会において、厳正かつ公正なる審査を行い、審査委員会において授賞者を決定します。

※申請受付後、審査のために別途書類のご提出をお願いする場合があります。
あらかじめご了承ください。

4. 審査結果の発表

審査結果の発表は、毎年2月の当財団が別に指定した日に、当該年度の授賞者に対して授賞の通知をし、かつ、ホームページに授賞者を掲載する方法により行います。

審査の結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

IV. 表 彰

1. 表 彰

授賞者1名（1団体）に表彰状および研究費として100万円（税抜）を限度に報奨金を贈呈します。具体的な報奨金の額は、審査委員会において当法人の予算の範囲内で決定させていただきます。

2. 授賞式等

- （1）授賞式は、毎年3月～4月の当財団が別に指定した日に下関市内で行います。
- （2）授賞者は、授賞式とあわせて行う当法人が主催する研究発表講演会において、授賞した研究内容について講演しなければなりません。

3. その他

授賞者および授賞された研究の内容について、当財団のホームページや年報に掲載させていただきます。

V. 個人情報の取扱い

●個人情報の取り扱いについて

ご提出頂いた応募申請書および論文等の個人情報は、当財団が審査、運営の目的の範囲内で事務局ならびに審査委員会が利用し、適切に管理いたします。

以 上

（令和5年7月1日改定）